

群馬県広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の財源確保対策の一環として、県資産に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 広告の掲載については、他の要綱に特別の定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県資産 県が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件（無形の資産を含む。）をいう。
- (2) 所管課等 県資産の管理、保管、取得、実施等を所管する所属をいう。
- (3) 広告媒体 次に掲げる県資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 印刷物
 - イ ウェブページ等
 - ウ 土地、建物、車両等の物件
 - エ 式典、歳事等
 - オ アからエまで掲げるもののほか、所管課等の長が適当と認める県資産
- (4) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (5) 広告主 広報媒体に広告掲載する者をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載は、県の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、県資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性のあるもの（選挙に関係するものを含む）
 - (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
 - (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
 - (7) 個人又は法人の名刺広告
 - (8) 比較広告
 - (9) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの
 - (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (11) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (12) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (13) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、県資産に掲載する広告として適当でないと認められるもの
- 3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告掲載の付記事項）

第4条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、県の広報等と広告掲載欄とを区分し、当該広告掲載欄に「広告」等の文言を記載して民間事業者等の広告であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

（対象広告媒体の選定）

第5条 広告掲載を行う広告媒体及びその方法は、所管課等の長が別途定める。

（広告料）

第6条 広告掲載は有料とし、広告料は広告媒体ごとに所管課等の長が別途定める。

（広告の規格等）

第7条 広告の規格、募集方法、選定方法、予定価格、契約条項その他広告事業の実施に関し必要な事項については、あらかじめ広告媒体ごとに所管課等の長が別に定める。

（広告主の責任）

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。この場合における経費は、広告主の負担とする。

2 掲示物等の設置及び撤去に係る経費は、広告主の負担とする。次条第1項第1号から第7号あまでのいずれかに該当したことにより、掲示物等の撤去が必要になったときも同様とする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

3 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消し、又は広告等に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに、広告の原稿又は広告物の提出がないとき。
- (2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告の掲載をする必要がなくなったとき。
- (6) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (7) 広告掲載の期間中において、本要綱第3条又は群馬県広告掲載基準第3条及び第4条に該当するに至ったとき。
- (8) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

（広告料の還付）

第10条 既納の広告料は、還付しない。ただし、県は、広告主が広告料を納付した後、広告主の責めに帰さない理由により当該広告の掲示を行わなかった場合は、当該広告料を還付するものとする。

（その他）

第11条 広告掲載の実施については、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律

第67号)その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

- 2 所管課等の長は、広告代理店を通じて広告主の募集を行うことができる。この場合において、広告代理店の募集及び選定並びに広告掲載に係る契約の締結に関し必要な事項は、この要綱の規定に準じて所管課等の長が別途定める。
- 3 所管課等の長が直接広告掲載の募集を行う場合においても、広告を掲載できる業種、事業者、掲載基準等を入札参加資格や入札条件で定めれば、競争入札に付して契約の相手方を決めることも可能であるため、安易に随意契約を前提としないよう留意するものとする。
- 4 この要綱及び群馬県広告掲載基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、所管課等の長が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる募集に係る広告掲載から適用し、施行日前にされた募集に係る広告掲載については、なお従前の例による。